解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月六日

千葉県佐倉市鏑木町三二〇番地

社団法人日本結核病院協会

代表清算人　遠山　正博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年六月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月六日

千葉県船橋市宮本八丁目九番二―一〇一号室

医療法人社団麻華会

清算人　都築　弘

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十九年八月十六日愛知県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年九月六日

愛知県長久手市岩佐城の内六〇番地一

清算法人長久手土地改良区

代表清算人　伊藤　光男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張郡長沼町市街地三七六番地、最後の住所北海道夕張郡長沼町東町南一丁目五番二号　被相続人　亡　巻　忠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

北海道岩見沢市一条西五丁目四番地二ライズビル二階弁護士法人小寺・松田法律事務所岩見沢事務所

相続財産管理人　弁護士　日和　優人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区本木南町一八番地二、最後の住所東京都足立区本木南町一八番一号　被相続人　亡　大和田欽次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番二一号

今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市腰越三丁目七〇番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市松林三丁目九番六号　被相続人　亡　河西　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階

相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区関屋田町二丁目二五一番地、最後の住所新潟市中央区西堀通一一番町二八七五番地　被相続人　亡　袖山淳志郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル五階　新潟青山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本間　浩気

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市婦中町新町一四六八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　青山　清作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

富山県富山市西大泉一七―二〇　浜忠第二ビル三B　池田裕彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　裕彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市一宮町田中五四九番地五、最後の住所山梨県笛吹市八代町北七六〇番地小山荘　被相続人　亡　小池　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

山梨県甲府市池田三丁目三番二四号土橋法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　土橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市芳田一三二〇番地一、最後の住所長野県上田市下武石七七六番地一特養老人ホームともしび　被相続人　亡　丸山　譲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

事務所長野県上田市上田原一〇三九番地一三

相続財産管理人　司法書士　室川　泰清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市巽ヶ丘四丁目一五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　直哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

愛知県大府市江端町三丁目一四三番地ＭＡＰビルＪ二〇一

相続財産管理人　弁護士　栗田　友紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市一志町井関一七〇〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本信貴郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

三重県津市栄町三丁目一四一番地一　モアビル二階　ビオス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　白山雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県守山市中町一四四番地、最後の住所滋賀県守山市中町一四四番地　被相続人　亡　内田　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月六日

滋賀県守山市守山一丁目二番二―三〇一号

相続財産管理人　司法書士　廣田　尚之

第９期決算公告

平成29年8月23日　東京都中央区日本橋本町三丁目3番3号

株式会社アクセルスペース

代表取締役　中村　友哉

貸借対照表の要旨　（平成29年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,823,122	流動負債	495,550
固定資産	441,735	固定負債	40,920
		株主資本	1,697,683
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,856,987
		資本準備金	1,856,987
		利益剰余金	△259,304
		その他利益剰余金	△259,304
		（うち当期純損失）	（156,439）
		評価・換算差額等	30,704
		繰延ヘッジ損益	30,704
資産合計	2,264,858	負債・純資産合計	2,264,858